



江戸・東京の風物詩「隅田川七福神めぐり」の歴史を探る！ 特集展示「隅田川七福神」

江戸の人々を楽しませた「隅田川七福神」の歴史とその背景にある文人文化、江戸・明治期の向島の巡拝路の様子を、当時の錦絵等を通じてご紹介します。

【とき】12月23日(祝)～平成24年2月19日(日)の午前9時～午後5時 *入館は午後4時半まで

*毎週月曜日(祝日のときは翌日)、毎月第4火曜日、12月29日(木)～24年1月2日(月)は休館

【入館料】すみだ郷土文化資料館(向島2-3-5) 入館料▼個人＝100円 ▼団体(20人以上)＝80円 *中学生以下と身体障害者手帳・愛の手帳をお持ち



福神酒盛り図



日本に在留する外国人の皆さんへ 外国人住民の方の登録制度等が変わります

「住民基本台帳法」と「出入国管理及び難民認定法」が改正され、「外国人登録法」が廃止となることに伴い、外国人住民の方も日本人と同様、住民基本台帳の適用対象となります。

また、外国人住民の方の様々な手続方法が変更になります。なお、これらの変更の時期は、平成24年7月が予定されています。詳しい変更内容については、お問い合わせください。

【主な変更点】外国人住民の方にも、住民票が作成されます。

▼「外国人登録証明書」の代わりに、中長期在留者には「在留

カード」が、特別永住者には「特別永住者証明書」が、入国管理局から交付されます(現行の「外国人登録証明書」は期限まで有効)。

▼住所を変更する場合、転出する区市町村で転出の届出を行って「転出証明書」の交付を受け、転入する区市町村に「転出証明書」と、「在留カード」または「特別永住者証明書」を持参して転入の届出を行う必要があります。

【特別永住者証明書の交付申請】24年1月中旬から問合せ先で事前受付を開始【問合せ】窓口課外国人登録係(区役所1階) ☎5608-6103



医療と介護の費用負担を軽減します 高額医療・高額介護合算制度

皆さんが支払った医療保険や介護保険の1か月ごとの自己負担が、それぞれの限度額を超えた場合、超えた分が「高額療養費」、「高額介護サービス費」としてそれぞれの保険から支給されます。これに加え、同じ医療保険に加入している世帯において、医療費と介護サービス費の自己負担の年間合計額(高額療養費、高額介護サービス費、入院または入所時の食事・居住費・差額ベッド代等を除く)が世帯の限度額を超えた場合に、超えた分がそれぞれの保険から支給されるのが、「高額医療・高額介護合算制度」です。

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、この制度の対象となる方には、来年1月以降に申請書をお送りします。

なお、計算期間内に、転職・転入等で、加入する医療保険や介護保険の変更があった方は、申請時に変更前の医療保険や介護保険の「自己負担額証明書」が必要となることがあり、申請書をお送りできない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

【計算期間】毎年8月～翌年7月末の1年間【対象】同一世帯の同じ医療保険に加入している方(公算対象者)で、次のすべての要件を満たす方▼合算対象者のいずれかに医療保険および介護保険の自己負担額がある ▼計算期間内における医療保険と介護保険の自己負担の合計額から、所得区分に応じた自己負担限度額(左表のとおり)を差し引いた後の額が500円を超えている【問合せ】国民健康保険について国民年金課こくほ給付係 ☎5608-6123 ▼後期高齢者医療制度について国民年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608-6192 ▼介護保険について介護保険課給付担当 ☎5608-6149 *国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している方の申請方法は、各医療保険者へ

自己負担限度額(年額) 国民健康保険+介護保険 (69歳以下の方の世帯)

所得区分	自己負担限度額
上位所得者	126万円
一般	67万円
区民税非課税世帯	34万円

国民健康保険+介護保険 (70歳～74歳の方の世帯) 後期高齢者医療制度+介護保険 (75歳以上の方の世帯)

所得区分	自己負担限度額	
現役並み所得者	67万円	
一般	56万円	
区民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円



特別区の明日を担うのは、あなたです 特別区(東京23区)職員採用合同説明会

【とき】平成24年2月5日(日)午前10時～午後4時 *開場は午前9時【入館】国学院大学(渋谷区東4-10-28)【内容】各区・一部事務組合の概要説明、技術・専門職種の個別相談など【対象】24年度以降の特別区職員採用試験の受験を希望する方【定員】4000人程度(抽選)【費用】無料【申込み】インターネット
24年1月10日までに特別区人事委員会事務局のホームページから申込み ▼郵送住所・氏名
〒100-0000 東京都千代田区飯田橋3-5-1
区人事委員会事務局任用課採用係 ☎5210-9787 *詳細は特別区人事委員会のホームページを参照



経営力を飛躍的にアップ！ 企業経営革新支援セミナー「不況に克つ経営」

【とき】平成24年1月23日(月)午後6時半～8時半【入館】すみだ中小企業センター(文花1-19-1)【内容】成長を続ける中小企業の経営者と早稲田大学教授による対談形式のセミナー ▼低利な融資、設備投資減税など、様々な支援が受けられる「経営革新計画」の策定支援事業の説明【対象】区内中小企業の経営者・従業員【定員】先着30人【費用】無料【申込み】事前
に、講座名・氏名、勤務先の名前・所在地・電話番号・ファックス番号・メールアドレス・業種を電話または、ファックス、Eメールで、すみだ中小企業センター ☎3617-4351・☎3617-4340 Webmaster@techno-city.sumida.tokyo.jpへ

勉強室としてご利用ください すみだ中小企業センターの講習室

すみだ中小企業センター(文花1-19-1)の講習室を、中学生以上の方の勉強室として開放します。
【とき】平成24年1月7日(土)～2月5日(日)の毎週土・日曜日午前9時～午後5時 *すみだ中小企業センターの事業等で使用する日は、ご利用になれません。【問合せ】あずま図書館 ☎3612-6048 *電話での問合せの際は、自動音声メニューの「8」を選択してください。





毎月25日は
すみだ 家庭の日

区の世帯と人口(12月1日現在)

*住民基本台帳および外国人登録による

世帯	13万4182 (-45)
人口	25万0352 (-1)
男	12万5010 (-24)
女	12万5342 (+23)

* ()内は前月比

東日本大震災義援金を受け付けています

ゆうちょ銀行での口座振替と区の窓口で受け付けています。

【受付期間】 平成24年3月31日(土)まで
【ゆうちょ銀行振替口座】 00140 - 8 - 507・日本赤十字社 東日本大震災義援金 *郵便局の窓口での取扱いの場合は、送金手数料が無料となります。
【直接受付窓口】 区民活動推進課(区役所14階)
【問合せ】 区民活動推進課区民活動推進担当 公5608-6592

●区窓口でお預かりした義援金の総額(11月30日現在)
9431万4388円

**年末年始は、ご利用になれません
墨田区公共施設利用システム**

12月29日(木)～平成24年1月3日(火)は、墨田区公共施設利用システム(インターネット・利用者専用端末・窓口での仮予約)をご利用になれませんので、ご注意ください。

ただし、インターネットでの空き状況照会はこの期間も行うことができます。

なお、12月22日(木)～28日(水)に仮予約した施設の利用料等の納付期限は、24年1月4日(水)となります。

【対象施設】 社会福祉会館、すみだ女性センター、すみだりバー

サイドホール、すみだ産業会館、すみだ中小企業センター、すみだ生涯学習センター、曳舟文化センター、家庭センター、みどりコミュニティセンター、弓道場、スポーツプラザ梅若、屋外スポーツ施設(野球場、テニスコート、球技場等) *利用者専用端末は、対象施設(弓道場・屋外スポーツ施設を除く)のほか、両国屋内プール、屋外体育施設管理事務所、屋外体育施設管理事務所錦糸支所に設置

【問合せ】 情報システム担当 公5608-6226

**東日本大震災により被害を受けた方は、ご利用ください
生活再建支援補助金**

東日本大震災により、住宅に著しい被害を受けた世帯に、「生活再建支援補助金」として、住宅の建設・購入・補修・賃借に要した経費を補助します。

なお、被害の判定は、区が発行する「り災証明書」に基づいて行います。申請方法等、詳しくは、お問い合わせください。

【対象】 区内で、震災時に居住していた住宅が半壊以上の被害を受け、住宅の建設・購入・補修・賃借を行った世帯 **補助上限額** 300万円 *住宅被害の程度等に応じた上限額あり **【申請期】** 限平成24年1月31日(火) **【問合せ】** 厚生課厚生担当 公5608-6150

**もう、お済みですか
区立・私立保育園の入園申込み**

区では、平成24年4月に区立・私立保育園へ入園を希望するお子さんを募集しています。23年12月21日以前に生まれたお子さんの一次選考の受付は、今月28日(水)までです。忘れずにお申し込みください。

また、23年12月22日以降に生まれたお子さんの入園申込みの期限については、お問い合わせください。

なお、わらべみどり保育園の募集数が、今月1日に変更されました。詳しくは、区ホームページ等でご確認ください。

【問合せ】 児童・保育課保育園入園担当 公5608-6152

**一部の集会所で設備を新しくしました
地域集会所のご利用を**

区では、健全なコミュニティの育成と発展を目的として、地域集会所を設置しています。集会所内には、テレビやカラオケ設備、机、折り畳み椅子、ホワイトボードなどの設備を整えています。

この度、宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニティ助成金を活用し、下表の集会所において設備を新しくしましたので、ご利用ください。

【問合せ】 墨田まちづくり公社 公3616-5254

■設備を新しくした集会所

設備名	集会所名	所在地
長机	梅若橋集会所	堤通2-9-1
	東あずま公園集会所	立花2-32-12
長机・折り畳み椅子・ホワイトボード	千歳集会所	千歳2-2-5

●他の集会所の所在地等は、お問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。

**「タワーのある街」で働いてみませんか
東京スカイツリータウン® ショッピングセンター「東京ソラマチ」の合同面接会**

来年5月に東京スカイツリータウンが開業することにより、新たな雇用が見込まれます。中でも、東京スカイツリータウン内のショッピングセンター「東京ソラマチ」では、全310店舗の出店があり、多くの雇用が期待されています。

厳しい雇用情勢が続く中、区では、様々な雇用・就労施策の充実を図っていますが、区民の就労機会の更なる拡大をめざし、この「東京ソラマチ」の合同面接会を積極的に後援していくこととしました。

この面接会は、世界中から注目される東京スカイツリータウンで働くための絶好の機会となることとしました。

来年5月に東京スカイツリータウンが開業することにより、新たな雇用が見込まれます。中でも、東京スカイツリータウン内のショッピングセンター「東京ソラマチ」では、全310店舗の出店があり、多くの雇用が期待されています。

ぜひ、ご参加ください。

【お問い合わせ】 左表のとおり **【費用】** 無料 **【問合せ】** (株)アイデム市場開発チーム 公6856-2947 *受付は平日の午前10時～午後5時 ▼生活経済課消費者・勤労福祉担当 公5608-6185



■「東京ソラマチ」合同面接会

【日程】

回	とき	ところ
1	平成24年1月14日(土)	すみだリバーサイドホール2階イベントホール(区役所に併設)
2	24年2月20日(月)	
3	24年3月17日(土)	すみだ産業会館(江東橋3-9-10)
4	24年4月16日(月)	すみだリバーサイドホール2階イベントホール

●各回で参加する企業が異なり、面接会に参加しない企業もあります。また、第4回は予備日となっており、企業の参加状況により実施しない場合があります。詳しくは、各回約1週間前の日曜日の新聞(一部の新聞を除く)に折り込まれるチラシや、下記の特別求人サイトなどでご確認ください。

【申込み】

事前に、12月25日(日)開設の特別求人サイト「東京スカイツリータウンショッピングセンター東京ソラマチ」<http://www.e-aidem.com/tokyoskytreetown/> から、各求人募集企業の面接を予約

●当日は、予約なしでのご来場も可能ですが、各企業の面接スケジュールにより、面接を受けられない場合があります。